

栃 木 県 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和 7 (2025) 年 9 月 2 日 (火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	中 村	千 浩
2 番	鈴 木	純 美 子
3 番	永 島	朋 子
4 番	松 金	公 正
5 番	尾 崎	宗 範
6 番	板 橋	信 行

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	武 藤	慶 人
教 育 次 長	大 高	栄 男
総合教育センター所長	高 野	和 泰
教 育 政 策 課 長	長 野	辰 男
施 設 課 長	石 川	真 也
学 校 安 全 課 長	郡 山	洋 孝
義 務 教 育 課 長	安 藤	育 夫
高 校 教 育 課 長	河 上	恵 太
特 別 支 援 教 育 課 長	玉 田	敦 子
生 涯 学 習 課 長	上 崎	桂 子
健 康 体 育 課 長	熊 木	則 裕
総 務 主 幹	大 岡	史 昭
教 育 D X 推 進 室 長	高 橋	伸 輔
高 校 再 編 推 進 班 長	植 竹	暁
人 権 教 育 室 長	土 方	勝
福 利 室 長	篠 崎	邦 夫

3 午前 9 時 30 分、教育長及び委員 5 名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、先般発生した本県教員の不祥事案について、次のとおり発言した。
〔教育長〕

- ・ 8 月 13 日に建造物侵入と性的姿態撮影処罰法違反の疑いにより、県立学校教員が逮捕される案件が発生した。
- ・ 安全安心であるべき学校で、このような事案が発生したことは、本県教育行政に対する信頼を大きく損なうものであり、痛恨の極み。
- ・ 本件については、8 月 22 日までに全県立学校において小型カメラ等不審物の緊急校内一斉点検を実施した。さらに、被疑者の勤務歴がある学校については、更なる安全安心の確保のため、現在、専門業者による点検を実施している。
- ・ 8 月 27 日の県立学校臨時校長会でも再発防止の徹底を各校に指示したところであるが、不祥事防止と服務規律の確保を一層強化し、全教職員の自覚を

促すよう努め、再発防止に取り組んで参る。

5 教育長は、本日の会議録署名委員に 2 番鈴木委員を指名した。

6 教育長は、本日の議案等のうち第 1 号議案から第 4 号議案までの 4 件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

7 報 告

(1) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

教育長から説明を求められ、教育政策課長が説明した。

この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

(2) 令和 9 (2027) 年度県立高等学校全日制課程入学者選抜における特色選抜入試情報について

教育長から説明を求められ、高校教育課長が説明した。

この報告に関して、出席者からは次のとおり質問や意見等があった。

〔委 員〕

- ・ 選抜の方法の「プレゼンテーション」というのは、パワーポイント等の資料を用いて行うものか。あるいは、資料を用いず志望動機などを口頭で説明するものか。

〔事務局〕

- ・ 事前に作成していただいた自己表現シートを用いて、興味関心や得意分野、入学後に行いたいこと等の熱意を伝えていただくものを想定している。

〔委 員〕

- ・ 全ての志願者が一般選抜に出願した上で、一般選抜と同一学校・同一学科の特色選抜を受けられるとのことだが、一般選抜と特色選抜の可否のウェイトは学校によって違うということか。

〔事務局〕

- ・ 資料 p. 1 の 3 (1) 記載のとおり定員の割合は各校で設定している。
詳細は p. 3 別紙 2 「特色選抜の定員の割合」に記載のとおり、宇都宮高校 10%、宇都宮東高校 20%、宇都宮南高校 30%のように各校で異なっている。
また、これまで小山南高校スポーツ科が 50%であったが、今年度より、鹿沼東高校等全 4 校が 50%に設定した。

〔委 員〕

- ・ 一般選抜を多く採る学校もあれば、特色選抜を多く採る学校もあるということか。

〔事務局〕

- ・ おっしゃるとおり。

- (3) 令和9(2027)年度県立小山高等学校の入学選抜について
教育長から説明を求められ、高校教育課長が説明した。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

8 教育長は、審議に移る旨を告げた。

9 教育長は、審議の順番を入れ替える旨を告げた。

- 10 第5号議案 県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する規則の一部改正について

第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者からは次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 規則が変わった場合、現場の管理職や事務処理を行う職員に浸透するまで時間がかかってしまい、事務処理が滞ることがあるということを聞いたことがあるが、現場への周知方法等において工夫していることがあれば教えていただきたい。

〔事務局〕

- ・ 規則改正等が行われた際に、各所属に対して改正内容を通知するということは従来から行っている。また、改正内容を教員一人ひとりが理解し、ワークライフバランス等をより良いものにしていただくのは重要である。
- ・ 規則の運用に長けている事務職員は、学校内の相談役を引き受けている部分はあると思う。
- ・ 管理職に対しては、管理職研修において服務に関する制度の周知・活用を徹底し、意識付けに取り組んでいる。その上で管理職が、教員の家庭状況等について面談等を通じて把握し、教員一人ひとりに合った対応ができるように、引き続き学校現場として徹底していきたい。

- 11 第6号議案 令和8(2026)年度栃木県立高等学校の生徒並びに特別支援学校の高等部の生徒及び幼稚部の幼児の募集定員について

第6号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。

- 12 第7号議案 令和8(2026)年度公立学校職員定期異動方針について

第7号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者からは次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 年に1回面談を行い、異動希望等を確認すると思うが、どの程度反映されるのか。

〔事務局〕

- ・ 数値的なものはないが、面談を通じて本人のキャリアプラン、家庭の状況、育児・介護の状況、健康状態等を把握した上で、地域や学校間の年齢バランス等も考慮して慎重に決定している。

〔委 員〕

- ・ 方針 11 について、新規採用職員の県外出身・在住者の配置はどのように考えられているか。

〔事務局〕

- ・ 採用試験の面接の際に、本人の意向を事前に確認している。

〔委 員〕

- ・ 方針の言い回しとして「図る」、「努める」、「配置する」がある。恐らく大元になる方針があって、その方針に向かっていこうとするものが「努める」で、ある程度その方針に向かって進んでおり、調整等ができるものが「図る」や「配置する」となっていると考えてよろしいか。

〔事務局〕

- ・ おっしゃるとおり、「努める」は高い意欲をもって人事異動に臨んでいるもので、「図る」や「配置する」は調整等の努力を重ねていくという意図になっている。

〔委 員〕

- ・ 企業や団体への短期派遣研修等を実施してほしいと思うが、教員の民間交流人事についてもこの中に含まれていると考えてよいのか。

〔事務局〕

- ・ こちらは、あくまで学校職員の定期異動方針であるため含まれていない。
- ・ 民間交流人事については、社会体験研修で定めている。

〔委 員〕

- ・ 社会体験研修を実施するに当たって、教員の過不足等の調整が大変と聞いているが、人事交流の推進に向け、その点も考慮にいられていただきたい。

〔教育長〕

- ・ 学校の規模が小さくなっていくと、そうした研修に参加させにくいという現状はあるが、教員の資質向上という意味で、色々な分野を見せていただく機会というのは大変勉強になるため、こうした研修については引き続き設けていきたいと考えている。

13 教育長は、第 1 号議案から第 4 号議案までの 4 件については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。

14 第 1 号議案 令和 7 (2025) 年度 9 月補正予算案について
第 1 号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

15 第 2 号議案 令和 7 (2025) 年度教育委員会の点検・評価(令和 6 (2024) 年度対象)
について
第 2 号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

- 16 第3号議案 令和7(2025)年度教育功労者、優良学校及び優良団体の表彰について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 17 第4号議案 令和7(2025)年度とちぎ教育賞について
第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 18 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前10時33分、閉会した。